



## 《令和5年度防災訓練の報告》

防災部 伊藤 哲史

9月3日(日)に皐ヶ丘自治会防災訓練が行われました。当日は9月に入ったばかりで、まだまだ非常に暑い中、多くの方々に参加して頂きました。

今年度は第1部避難訓練、第2部として防災訓練を実施しました。

避難訓練は8時の防災訓練開始のサイレンでスタートし、各家庭でシェイクアウト訓練をし、その後それぞれの第一避難場所へ移動しました。避難する際には安否確認旗を玄関先に掲示し、班長さんには安否確認旗掲示の確認をして頂きました。第1避難所で班長さんが点呼を行い、確認終了後に第2避難場所(地区センター)へ移動を開始しました。第2避難所へ全ての参加者が避難完了する頃には、気温もかなり上がってきた為、急遽最終点呼確認を完了した地区で第2部に参加されない方々は解散とさせて頂きました。

続いて第2部防災訓練を実施しました。まず南消防署員の方による消火器の取り扱い指導を行って頂きました。参加した子供達は「火事だー!」と大きな声で叫んだ後、水消火器を的めがけて飛ばしました。実際の火災では楽しむ事はできませんが、取扱いを覚えるのに楽しそうな子供達が印象的でした。次に5丁目にお住いの防災士藤村さんによる応急処置の指導を地区センターの体育室で行って頂きました。AEDの使用法や止血方法など、いざという時に役に立つ事ばかりで、非常に有意義な訓練ができました。ここでもお子さんがお父さん相手に止血方法を確認する姿も見られ、家族で認識を深める事ができたと感じました。

最後に安藤副会長より、万が一の災害に備え日頃からの準備や防災に対する知識を高める事が、自分や家族の身を守る事になるとお言葉を頂きました。

解散後に地区センター正面玄関前にて自治会より非常食の配布を行い、防災訓練は終了しました。

今年度も多くの方々に参加して頂き、災害時の避難場所の確認、対応の知識を高める事ができた良い機会になったと思います。但し、9月初旬はまだ非常に暑く、来年度以降は実施時期について再検討が必要だと感じました。

最後に当日参加頂きました班長及び住民の皆様、指導頂きました南消防署員及び藤村さん、運営の応援を頂きました執行役員、防災部の皆様、大変お疲れ様でした。

また場所をお貸し頂きました桜ヶ丘地区センターの職員の皆様にもお礼申し上げます。

## 《害獣に注意してください!》

皐ヶ丘ハイツ地内で、次のような報告がありました。

- ◆7月にクマを目撃した。
- ◆8月に住宅地内(8丁目)でサルを目撃した。
- ◆ここ数年、イノシシが歩道から車道まで出てきている。  
→ 可児市の担当課と猟友会が、皐4丁目のごみ集積場の下の法面にイノシシ檻を設置した。設置から9ヶ月後の7月25日の早朝にイノシシ(体長140cm、体重70kg)が檻にかかっていた。その後処分した。

このような情報は、「可児市HP」「すぐメールかに」「LINE可児市」等で発信されます。PCやスマートフォンに登録してはいかがでしょうか。

## 《喜寿のお祝い》

9月9日(土)に、毎年恒例行事「喜寿のお祝い」が行われました。桜ヶ丘ハイツにお住いの77歳の方にシャインマスカットをお届けしました。

布対象者数157名、受取者数141名

社協メンバー、民生委員を含め30名以上の方々が衛生面に配慮して梱包し、喜寿を迎える皆様に配布いたしました。

喜寿を迎えられた皆様が、いつまでも健やかに過ごして下さることを心からお祈り申し上げます。



## 《防災訓練の様子》



## 《秋のスポーツ大会のお知らせ》

◇令和5年10月29日(日) 8:30~11:00

・春のスポーツ大会に準じた内容になります。

ゴールと軽スポーツの会場：桜ヶ丘小学校

6月に行われた春のスポーツ大会では、ボランティアを含む参加者は650名でした。皆様のご参加をお待ちしております。

※春同様に大抽選会は、ございません。雨天決行です。

軽スポーツ優秀成績者の景品はございますが、なくなり次第終了となります。

## 《「桜ヶ丘ハイツ秋まつりのお知らせ》

2023 桜ヶ丘ハイツ秋まつりが下記のようにおこなわれます。

館内展示、ステージ発表、館外露店など、今年も楽しい企画が盛りだくさんです。

皆さん、お誘い合わせのうえお越しください。

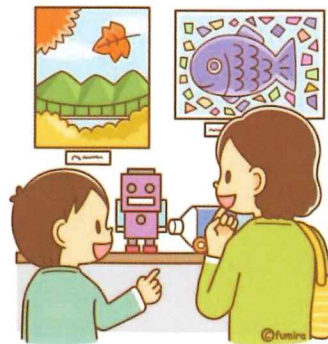
◇日時 11月4日(土) 13:00~17:00

作品展示のみの開催

11月5日(日) 9:00~15:00

9時から開会式

◇場所 桜ヶ丘地区センター ※雨天決行です。



## 公共施設等の管理に関する協定書」をご存じですか？

可児市(以下「甲」)と皐ヶ丘自治会(以下「乙」)は、公共施設等の管理について協定を締結しています。最新のものは、令和3年に当時の市長と自治会長との間で締結されています。以下はその抜粋です。

第1条 乙は、この協定の締結日以降この施設等の日常的な管理について、次の各号に定めるとおり善良な管理者の注意を払うものとする。なお、日常的な管理とは、草刈り、清掃(落ち葉、枝の回収を含む)樹木(概ね3m未満)の剪定および伐採とする。

(1) 緑地・緑道について

日常的な管理を行う。ただし、「公共施設等の表示」に記載された1. 緑地・緑道の通番2~6、9、10、20~25、30、98~101、103の箇所については市道・緑道および宅地沿いを除き日常管理の対象外とする。

上記のように、外周より外の土手部分以外の緑地・緑道は、私たち住人や皐ヶ丘自治会の「**日常的な管理**」が必要になってきます。

春と秋の花いっぱい運動や、住民の方々が自宅沿いの緑道をボランティアで作業して下さっていますが、それだけでは到底追いつきません。そこで、7月号で紹介させていただいたよう「環境美化の会」に業務委託をしてサポートしていただいています。

高齢化に伴い、自宅沿いの緑地・緑道を日常的に管理できない住人も増えていきます。外部発注となると今以上に費用もかかり、現行の自治会費では賄えなくなってきます。今後、みなさんのご意見を踏まえながら、自治会としてどうすればよいかを検討していきます。

### 【お知らせとお願い】

住人の方から「同じ班の〇〇さん(高齢者)だけど、最近見かけないし、何かあるかもしれないから心配している。見に行ってもほしい。」というお電話をいただくことがあります。このような場合は、以下に連絡していただくようお願いいたします。各丁内を担当する民生委員さんとも連携されています。

〈東部地域包括支援センター〉

**0574-64-5115**